

転入届・転居届と同時提出用

本書は、転入届・転居届の提出と同時に個人番号カード継続利用・券面変更届を行う場合であって、その手続きを転入・転居先の同一世帯員に委任する場合に限り使用できます。

委任状

令和 年 月 日

菊池市長 宛

(申請者／委任者の住所)

(申請者／委任者の氏名)

(申請者／委任者の生年月日)

年 月 日生

(申請者／委任者の電話番号)

()

私は、転入(転居)先の同一世帯員である下記の者を代理人として個人番号カード券面記載事項変更及び電子証明書の発行／更新に関する手続(代替文字の選択を含む)及び電子証明書の受領についての権限を委任します。

(代理人の住所)

(代理人の氏名)

(代理人の生年月日)

年 月 日生

(申請者/委任者との関係)

暗証番号

設定している暗証番号を記入してください。

※暗証番号が不明な場合は代理人への委任はできません。

署名用電子証明書暗証番号 (英字及び数字6～16文字)																				
利用者証明用電子証明書暗証番号 (数字4桁)																				
住民基本台帳用暗証番号 (数字4桁)																				

- ・本書は、申請者(委任者)が全て自署で記入し、お手持ちの封筒に封入・封かんして転入届・転居届と同時に窓口に提出されるよう代理人に渡してください
- ・筆跡が混在する場合や、代理人によって記入された委任状は無効です。
- ・暗証番号が間違っている場合や、カードにロックがかかっている場合は手続きできません。
- ・代理人は窓口において官公署発行の顔写真付本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示が必要です。
- ・委任状を偽造又は偽造した委任状を行使したときは、私文書偽造(刑法第159条)及び同行使罪(刑法第161条)により罰せられます。